

「悪口」の意義変遷とその周辺

丸 田 博 之

要 旨

「悪口」という語彙を語るとき、『御成敗式目』に「悪口」を禁じる条文が存在し、従来これが現代の「悪口」に対する感覚では理解できにくい問題として取り上げられてきた。本稿では、こうした「悪口」という語彙の初期から現代までの史上における意義上の変遷を見ていく中で、他の語彙の干渉や関連語彙の勃興衰退の経緯に鑑みながら、「悪口」という概念が変化していくダイナミズムを明らかにする。

—

鎌倉時代、承久の乱後の混乱を治め、朝廷との関係を正常化しようという意図のもとに清原教隆が執権北条泰時の命を受けて編纂した御成敗式目は武家法の嚆矢とされ、律令下に特に武士の間の土地所有に関する裁判の実定法として活用された。

その第十二条には「悪口」に関する条文が定位されている。

第十二条

一、悪口咎事

右鬪殺之基起自悪口、其重者被處流罪、其輕者可被召籠也、問注之時吐悪口、則可被付論所於敵人、又論所事無其理者、可被沒收他所領、若無所帶者、可處流罪也

(書き下し文)

一、悪口咎の事

右、鬪殺の基は悪口より起る。その重き者は流罪に処せされ、その軽き者は召し籠めらるべきなり。問注の時悪口を吐かば、則ち論所を敵人に付けらるべし。また論所の事、その理無き者は、他の所領を没収せらるべし。もし所帯なき者は、流罪に処せられるべきなり⁽¹⁾。

「悪口」という現代では極めて個人的な対人関係で発生する行為が「咎」すなわち「法律上の罪」として規定されているのである。

「右鬪殺之基起自悪口」(右、鬪殺の基は悪口より起る)ならびに「問注之時」という前文から察するに、この「悪口」が単に他人の欠点や過失を論うということではなく、紳士的な態度で裁判に臨まず、訴訟相手を罵る行為を指すようである。

ちなみに『日本国語大辞典』は「悪口」を「アッコウ」と音読みする場合と「ワルクチ」と訓読みする場合を別項として扱っており、「アッコウ」の項では第一義として「人をあしざまに言うこと。また、その言葉。悪言。わるくち。」として、中世の用例を中心に8例を列挙し、「ワルクチ」の項では「他を悪く言うこと。人をあしざまに言うこと。またそのことば。あっこう。」として5例を挙げている。前者は「人をあしざまに言うこと」を先頭に後者は「他を悪く言うこと」を先頭に掲げている。前者は現在の「悪口雑言」につながり、後者は現在の所謂「悪口」につながると思われる。もとより同辞書もある程度の幅を持たせて「悪口」の意味を掲載しているわけだから、それだけ「悪口」の意味は特定しづらい面を持つわけであるが、それでも「アッコウ」と音読みする場合と「ワルクチ」と訓読みする場合とでは一応の一線を画していると言えなくもない。

加えて「アッコウ」「ワルクチ」の両方を掲載している室町時代末の『日葡辞書』⁽³⁾の詳細を記せば、

(本篇) Accô, Varucuchi. …Accô suru …Accô facu

(補遺篇) Varucuchi. …Varucuchiuo suru. l. yū

すなわち、本篇では「アッコウ」と「ワルクチ」を並べて立項し、説明文中では「アッコウ スル」と「アッコウ ハク」を例文として挙げており、一方、補遺篇では「ワルクチ」を立項して説明文中では「ワルクチヲスル または ユウ」を挙げている。

『日葡辞書』の本篇と補遺篇の抽出語彙の性格については軽々に判断できないが、大まかな傾向として本篇の掲載に漏れた当代語を追加している場合が多い。したがってこの場合も、本篇では「アッコウ」を先頭に立て、次に「ワルクチ」を添えているのは、「アッコウ」のみでは語彙上の誤解が生ずる危惧からの配慮であり、さらに補遺篇で当代により通行していた「ワルクチ」を新たに立てたものと理解すべきであろう。

そして「アッコウ」「ワルクチ」ともに「スル」を下位表現としているのではあるが、相違点として「アッコウ」は「ハク」、「ワルクチ」は「ユウ」をそれぞれ下位表現としているのは示唆的である。

最初に挙げた『御成敗式目』の「悪口」は「アッコウ」であり、「問注之時吐悪口」より「アッコウをハカば」であるので『日葡辞書』の「アッコウ ハク」の説明と合致する。『日葡辞書』本篇では「アッコウ」に「ワルクチ」が添えられているのであるから、二つの語彙に大きな意味上の差異があると俄かに断じることは出来ないが、上述のように補遺篇に新たに「ワルクチ」を立項している点に鑑みると「アッコウ」と「ワルクチ」の間に一定の差異を設けていることは、「アッコウ」が単なる「言う」という発話のレベルではなく大声で罵る体の意味が当代に存在していたことを示している。すなわち『御成敗式目』の時代すなわち鎌倉時代前期から室町時代末期にかけて、「悪口」を「アッコウ」と呼ぶ場合「大声で罵る」という意味合いが長く保持されて来たと考えて良さそうである。

二

では「悪口(アッコウ)」がこのように「大声で相手を罵る」行為を指す時代から、時代が下るにつれて徐々に「ワルクチ」という訓読みが一般化するようになり、併存の後やがて「アッコウ」が一般の会話から消えていく過程には、どのような言語のせめぎ合いが存在していたのであろうか。

『日葡辞書』と同様、室町末期に日本を訪れたイエズス会士の編纂した所謂「キリシタン版」のひとつに『エソポのハブラス』⁽⁴⁾があるが、その中のエピソードに「accô」の例が拾える。

(原文)

cafanete vōcame nangiua najeni zōgon furuzoto vōqini icattareba,
fitçujino yūua : vareua farani accôuo mōfanu : tada togano naiiureuo
mōfu bacari giato (下線筆者)

(翻字)

重ねて 狼 「汝は 何故に 雑言 するぞ」と 大きに 怒ったれば、羊の 言うは 「我は さらに 悪口を 申さぬ、ただ 咎の 無い謂れを 申す ばかりぢや」と

ここには「悪口(アッコウ)」とともに四字熟語「悪口雑言(アッコウゾウゴン)」を構成する「雑言」が狼と羊の発言に於いて対比的に使用されている。狼が「お前は どうして『雑言』するのか」と大いに怒って述べれば、それに対して羊は「私は全く『悪口(アッコウ)』は言っていない。ただ、自分に罪がない根拠を述べたに過ぎない」と反論するのである。

ここでまず問題にすべきは狼の「雑言」という発言である。おそらく羊は狼を罵倒するように自らの潔白を述べたのではない。それは狼という獐

猛な相手を前にして、むしろ弱々しく発言したに違いない。そして、狼の怒声に対する羊の弁明中の「『悪口』は言っていない」という「悪口」は、その前に「さらに」という副詞があり、この全否定の副詞は音声の大小を否定するというよりは、自らの発言内容を否定する職能であると見るのが妥当であろう。つまりこの場面での「雑言」や「悪口」は相手に対する罵声ではなく、どちらかと言えば内容上の「虚偽」「出鱈目」というニュアンスを表しているものと思われる。

『日葡辞書』には「雑言」も本篇に掲載されており、

Zōgon. Palavras descorteses, ou injuriosas. (雑言。無作法なすなわち無礼な言葉)

とある。

これによれば、狼の発言中の「雑言」は「無礼な言葉」と解せるが、むしろ原義の「無作法」に近いであろう。もともと「雑」もしくは「雑言」という語彙は「雑言詩」にもつながりがあり、すなわち定型詩ではない自由奔放、悪く言えば無秩序な詩の体型が雑言詩であることから、これはすなわち「無作法」であり、さらに一歩進んで「出鱈目」という意味にも取れなくはないであろう。その「雑言」を受けての羊の発言「我はさらに悪口は申さぬ」の「悪口」も「出鱈目」に近い意味が一番しっくり来る。しかしながら、流石に「悪口」に「出鱈目」という訳を宛てるのは聊か埒外の感がある。ではなぜ羊は「悪口」と返したのか。

『天草版 エソポのハプラス』は17世紀末の刊行であり、この頃になると流石に裁判も民衆に浸透し、鎌倉前期のような粗野なものではなくなっていただろう。そのような中で「悪口(アッコウ)」という言葉は、すでに裁判において裁判に似つかわしくない理不尽な発言という特殊な意味合いを付与せられていたのではなかろうか。すなわち、かつては「乱暴狼藉」に値するような罵詈雑言が、その音声の大きさは度外視され、破天荒

な出鱈目な発言を意味するように変貌していたと考えられるのではなかろうか。かくして「悪口(アッコウ)」は「相手をあしざまに罵る言動」から次第に「不誠実な」つまり「善でない悪」の言動に変貌していったものと思われる。そしてその変化が『日葡辞書』補遺篇の「Varucuchi」という訓読みプロパーな語の新たな立項につながっていったのであろう。すなわち「アッコウ」と「ワルクチ」が部分的であるにせよ別の言葉として認識され始めたのである。

今一度確認すると、「悪口」という語は当初の大声で罵るイメージではなく、特に裁判の上では内容的に「不誠実」で「出鱈目」な言動を指すようになっていた。ただし「悪口」を「吐く」という場合にのみまだ昔日の罵詈雑言の意味合いが残存していたのであった。

三

では、上述のように「悪口(アッコウ)」の意義が移り変わっていったのには何かの外部要因があったのであろうか。

ここで再び『御成敗式目』の条文に戻ってみよう。「鬪殺之基起自悪口」とあるように「悪口」は「殺し合い」の原因にもなるとされる。これは言い方を替えれば「悪口」は「ののしり合い」であり単刀直入に言えば「喧嘩」なのである。荒々しい口喧嘩と言って良いかも知れない。

ところで武士同士の間での「喧嘩」という文言を聞いて想起されるのは「喧嘩両成敗」という定型句であろうか。元禄期に一世を風靡した『仮名手本忠臣蔵』はまさしくこの「喧嘩両成敗」がバックボーンになっている浄瑠璃・歌舞伎である。すなわち浅野内匠頭と吉良上野介の間の刃傷沙汰はまさしく「喧嘩」であった。しかるに時の五代将軍徳川綱吉は浅野には即日切腹、お家断絶の処置を決めたのに対し吉良にはお咎めなしという裁断を下した。これが「喧嘩両成敗」の原則を踏みにじった「片手落ち」の所業として武士や庶民の間にまで広がったのである。

もとよりこの当時の「喧嘩」は単に「口喧嘩」「罵り合い」のみを指すのではなく、実際に身体活動を伴った、時には「殺し合い」もその意味の中には含まれるのである。そして、同時に『御成敗式目』当時の「悪口」がすっかり「喧嘩」という行為の中に落とし込まれていたことも間違いない。

このことを逆から考えれば、『御成敗式目』の「悪口」が「罵り合い」を意味していたのであれば、当時「喧嘩」という文言は存在していなかったと考えることが出来る。あるいは存在こそしていたものの意味が異なっていたであろう。この点について「喧嘩」の意味を時代を遡って検証してみると、漢語「喧嘩」は白川静⁽⁵⁾『字通』に『後漢書』の用例が挙げられており、

〔後漢書、陳蕃伝〕 今京師囂囂として、道路に喧嘩す。…

とあって、「喧嘩」の語義を「やかましくさわぎたてる」としている。また、「喧嘩」という熟語は、平安時代の漢和辞書である『類聚名義鈔』⁽⁶⁾にも「喧嘩 カマヒスシ」と記載されている。

さらに、管見に入った現行の漢和辞書では、「喧」は単字としても「やかましい、かまびすしい」を、「嘩」も同じく「さわがしい、やかましい」を語義として挙げている。

以上から「喧嘩」の意義としては、個々人の対立関係を表現するのではなく、大衆の騒乱状態を表すものであることがわかるのである。これは上に挙げた中国の『後漢書』での「喧嘩」の語義をそのまま踏襲しているとみて差し支えないであろう。なお、この「喧嘩」という漢語が日本にもたらされた時期であるが、「喧」も「嘩」もともに漢音のみであり、またおそらく初出が『類聚名義鈔』であると思われることから平安時代に新しく遣唐使によって移入された漢語としてよいと思う。

そして、「騒がしい」状態を表す語義がおそらくは『御成敗式目』編纂

時の中世前期まで続いていたとすれば、同式目の中で「喧嘩」ではなく「悪口」が用いられたことも合点がいくことになる。

四

では、実際に「喧嘩」が現代のような個人間の「いざこざ」の意味に転化して使われるようになった経緯は如何様なものであったであろうか。

語彙の意味を多岐にわたり、かつ正確に記している室町期の代表的な書である『日葡辞書』に再び訪ねてみると

Qenqua. Camabisuxi. Briga. ¶ Qenquauo suru. Brigar.

とあり、「喧嘩」には「かまびすし」と「Briga」＝「喧嘩」を並べて訳語とし、さらに「喧嘩をする」という用例には「Brigar」＝「喧嘩する」の訳語を当てている。

すなわち、「喧嘩をする」という場合には個々人間の「いざこざ」に限定した訳を当て、「喧嘩」という漢語には「かまびすし」＝「騒々しい」という従来の意義と、「個々人間のいざこざ」という意味の両方を並立させていることになる。

以上より、「喧嘩」にサ変動詞を下接した場合には、「個人間の争い」を意味するが、「喧嘩」を名詞として用いる際には、まだ「騒がしい状況」の意味が生きていることがわかる。ちなみに、『日葡辞書』では、この「Qenqua」の次に「Qenqua côron」＝「喧嘩口論」が、さらにその次には「Qenqua tōjō」＝「喧嘩鬭諍」が立項されており、「喧嘩」単独では二つの意味が併存しているため、「個人間の争い」に意味を明確化させる目的で「喧嘩口論」「喧嘩鬭諍」という語彙が必要であった当時の状況を窺うことができる。すなわち、室町時代後半では、「喧嘩」がかつての「悪口(アッコウ)」と同義に使われ始めたが、まだ「騒がしい」の意味も残存

し、さらに「悪口」に関しては、現代の「他を悪く言うこと」という意味が特に「ワルクチ」という訓読みによって使われ始めて来たのである。そしてちょうどこの時代が、「個人間の罵り合ういざこざ」が「悪口(アッコウ)」から「喧嘩」へ移行する過渡期と見ることができよう。

ではここからは、「喧嘩」の意味するところから「騒がしい」の意味が抜けていき、代わって「個人間で罵り合ういざこざ」の意味が浮上りて来た経緯を見ていくことにしよう。

第三章で触れた『仮名手本忠臣蔵』では「喧嘩両成敗」という武士間での原則が履行されなかったことが、所謂「赤穂義士の討ち入り」につながったことに触れたが、ではこの「喧嘩両成敗」という文言の成立が、「喧嘩」の意味を「個人間の争い」に固定させたことと関係はないのだろうか。少なくとも「喧嘩両成敗」の「喧嘩」は個人間のいざこざであることが容易に理解でき、この語彙が流布すればするほど「喧嘩」の意味が個人間のいざこざに限定されていったことは間違いない。

そもそも「喧嘩両成敗」という概念は、ある意味で訴訟、裁判による統制を全うすることが難しかった状況下でもっとも一般に受け入れられやすかった判定の形であったと言えよう。新田英治によれば、「喧嘩両成敗」の概念は結果として「喧嘩両成敗法」に結実するが、それには前提として、中世には「復讐」が強い倫理規範として存在していたことがあったという⁽⁷⁾。そしてこの倫理観は多くの集团的私戦につながり、結果、室町幕府は1346年以降たびたびこの私戦に対する禁令を出し、それが攻撃側・防御側のどちらにも原因があるかにかかわらず双方共が処罰される方向に向かっていき、1445年(文安二年)に初めて明確に喧嘩両成敗の法令が出された⁽⁸⁾。

- 一 喧嘩口論堅被停止訖、有違背族者、不謂理非、雙方可為斬罪、若於荷擔人有之者、本人同罪事、

…

文安二年四月 日

伊勢守藤原

こうした室町幕府の喧嘩両成敗の禁令は、その後戦国時代に分国法に受け継がれていく。特に、足利将軍家の縁者である今川家の『今川仮名目録』(1526年)⁽⁹⁾や武田家の『甲州法度次第(信玄家法)』(1558年)⁽¹⁰⁾には喧嘩両成敗の条文が存在する。以下に示す。

今川仮名目録 第八条

一 喧嘩に及輩、不論理非、両方共に可行死罪也。…

…

大永六丙戌年四月十四日

紹 僖

甲州法度次第(信玄家法)

一 喧嘩口論。堅停止之事。善惡手初。謹而可堪忍。背此旨互及勝負者。不寄理非双方可成敗。若一方於手出仕者。雖為如何様之理。其者可行罪科事。

…

永禄元年戊午卯月此日

武田佐馬助

信

繁

1445年の室町幕府による禁令や1558年の『甲州法度次第』では「喧嘩口論」という文言が記されており、先の『日葡辞書』に「喧嘩」の次項として「喧嘩口論」が立項されていたことと趣を一にしている。また、1526年の『今川仮名目録』は全体として1445年の室町幕府の禁令と文言の似か寄りが見て取れる。ここで注意されるのは、1445年の室町幕府禁令に見られる「喧嘩口論」の罪状は「斬罪」であり、1526年の『今川仮名目録』の「喧嘩」による罪状は「死罪」であり、1558年の『甲州法度次第』の「喧嘩口論」の罪は特に明言されておらず単に「成敗」とされている点である。

このころ「死罪」には「斬罪」と「絞罪」とがあるとされ、前者が後者

より重い刑罰とされている。『今川仮名目録』が「死罪」としているという事は、罪が「斬罪」だけではなく「絞罪」の可能性もあることを示しており、年が下るにつれてその刑罰はやや軽減されているかの印象を受ける。但しこれは、時代の要請として刑罰の残忍さが軽減されていったというよりは、「喧嘩」や「喧嘩口論」の内容の方が徐々に深刻さを弱めていった、言い換えれば当初「喧嘩」が「殺し合い」を含めた激しい戦いであったものが、徐々に「罵り合い」さらに「口喧嘩」という類の軽微なものに移り変わっていったそういう流れのほんの一端を示唆していると思われるかもしれないであろう。そして、こうした流れとともに、「喧嘩」という語彙は「騒がしい」という状況の描写という一面とは乖離していくことになる。

五

さて、上で述べたように、室町期の「悪口」は「罵詈雑言」の応酬という面を維持しつつも、「他を悪く言う」という新たな意味が生まれてくるのであり、また一方、裁判という限定的な場面では「無作法」や「出鱈目」という意味に転化していたのである。

こうした、ある意味複雑な多義を有する「悪口」という語が、「アッコウ」という音読みに関しては「悪口雑言」の熟語以外には姿を消し、さらに「他を悪く言う」という現代の意味に統一されていった経緯をここからは明らかにしたい。

筆者は、そのきっかけとなった言語事象のひとつを『日葡辞書』に見られる「Caguegoto」に求めたいと思う。

Caguegoto. Musmura çao de outro as escondidas.

(陰言。隠れて他人の悪口を言うこと。)

¶ Caguegotouoyū. Murmurar desta maneira em absencta dalguem.

(陰言を言う。その場にいない人の悪口を言うこと。)

この「陰言」という言葉の存在は、これまでの「悪口」とはその行為発生のシチュエーションにおいて決定的な差異をもたらすことになる。すなわち、「罵詈雑言」のように大声でののしり合う場合も、裁判上の「無作法」「出鱈目」な発言の場合も、いずれもその行為には目の前の「相手」が必要である。

それに対し、「陰言」は「当人のいないところ」での行為であることから、「悪口」というものが、その過激さや信ぴょう性を度外視した、まさに他人への中傷という、「行為」から「内容そのもの」に大きく意味を転換させる役割を果たしたのである。そして、この「陰言」がやがて「陰口」として一般に用いられるようになった時期をして、「悪口」を現代の「悪口」として定位なさしめたと考えることが出来よう。すなわち、元禄時代には「減らず口」「告げ口」「憎まれ口」「無駄口」など「～口」の形式をとる語彙が誕生しており、「陰言」が「陰口」に変化するのもそれらと軌を一にしている。さらにその流れの中で「アッコウ」も「ワルクチ」として定着していった可能性は高い。

なお、「当人のいないところ」での中傷発言の概念がそれまでに全くなかったかと言えばそうとは言えない。「陰言」のもとになった語として「後言」⁽¹¹⁾があり、中古の時代にすでに文献に見える。

…まだおろしの御衣一つ賜はらず。なにか、しりうごとには聞えんな
どのたまふがをかしければ…
(枕草子)

中古には他に『源氏物語』にも現れるが、この時代では「後言」を「しりうごと」と呼んでいる。ちなみに「しりう」という言葉の語源は「後」を「しり」と読むことからとされるが、「しりごと」という仮名表記が文献に現れるのは中世になってからで、「しりう」「しりゅう」の語源には未解決の余地がありそうである。

また「後言」については、中世の代表的な辞書である『広本節用集(文

(12)
明本節用集』にも用例があり、

後言 ウシロゴト

と訓じている。

この「しりうごと」「うしろごと」が「陰言(かげごと)」を経て、「陰口」になるのだが、「陰口」については、『角川古語大辞典』『日本国語大辞典』⁽¹³⁾ともに、浄瑠璃『持統天皇歌軍法 五』の

思ひ思ひの影口や能うてもそしる姑婆

をあげているところから、おそらくこれが初出なのではなからうか。『持統天皇歌軍法』は近松門左衛門作の義太夫節で、初演は1715年(正徳五年)である。

この時代になるとさすがに「うりゅうごと」や「うしろごと」の用例は辞書から拾えないのであり、上述の如く「～口」の表現が巷に流布していたことであろう。ただ、この「陰口」についても管見に入った辞書の類には用例をほとんど見出すことが出来ず、幕末の『春色梅美婦禰』の用例が『日本国語大辞典』に拾えるのみである。すなわち、近世を通じて「陰口」の類は文献上は通行していたとは言えないようで、さらに「悪口(ワルクチ)」の用例も同じくほとんど存在しない。

そのようななかで、近世を代表する国語学者である富士谷成章の著した随筆『北辺随筆』⁽¹⁴⁾に「陰口」が登場する。

後撰集にあとうがたりといふ事あり。(中略)枕草子にも、しりうごと、あり、此ふたつの詞、ともに俗に陰口といふ心なり、あともしりも同じ心なればなり、いたくへだゝりたる世にはあらねど、あとうがたりはふるく、しりうごとは後にや、源氏物語若紫上にも、しりうご

ちとみえたり、

(傍線筆者)

とある。ここで、陰口という意味で「あとうがたり」と「しりうごと」が説明されているわけであるが、注意されるのは「陰口」を「俗語」としてある点であろう。すなわち「あとうがたり」も「しりうごと」も著名な平安時代の文献に記載されており、「書き言葉」あるいは「雅語」としてよいかもしれない。それに対し「陰口」は俗語なのである。日本では書記言語と口頭語とは厳格に峻別されており、口頭語を書物に記すことは無教養の表れと言われるほどであった。漢語はほぼ書記に耐えうるが、和語のなかには俗語とされるものが多く、その観点からすれば「悪口(アッコウ)」は条文にも記載されているが、「悪口(ワルクチ)」は『日葡辞書』のような俗語を記載している書物にしか拾うことができないのである。したがって、近世の中頃に「陰口」や「悪口(ワルクチ)」が使われていないはずはないけれども、文献に求めることが出来ないのである。

その結果、「悪口」が罵詈雑言であろうとなかろうと常にその場にいる対者を必要とする言語活動であったものから、「陰口」のように対象となっている人物がその場にいないときの中傷として「悪口」が変貌したという証拠を見出すのは、所謂「言文一致」が成った明治の文献に待つしか仕方がないのである。

事実「言文一致」小説の嚆矢と言われる坪内逍遙の『当世書生気質』の一節が『日本国語大辞典』には引かれている。

…帯は赤い唐縮緬と紫縹子の腹合せ。だらしなく下げたる端。少し痛んだとは女中の悪評(ワルクチ)…

以上より、「悪口」が「アッコウ」から始まり、それが「喧嘩」という語の変化に伴い徐々に「アッコウ」の意味を包含するようになると、「アッコウ」には裁判上の「不誠実な発言」の意味が生まれ、さらに訓読みの

「ワルクチ」が広がると次第に罵詈雑言のイメージから脱却していくのであり、「しりゅうごと」と呼ばれた「後言」が「陰言」を経て「陰口」になったころには、「ワルクチ」にもおそらく「陰口」とほぼ同様にその場の対者を必要としない用法が生まれてくることが推測されるが、その事実を文献の上で確認できるのは明治の「言文一致」を待たねばならない、というようにまとめられるであろう。

日本には「言霊」の思想があると言われ、それ故に「悪態」や「悪口」はそれ自体が不幸を招き入れると考えられた節があるやもしれない。それゆえに形式化された法律の条文や外国人の手が加わったキリシタン資料などにしかその実態をさぐるが出来ず、さらに俗語が文献上には表れにくいという制約を以て、ますますその実態が不明の体を成すが、現在のところ、判明したまでを小稿に記し留めた次第である。

注

- (1) 佐藤進一・池内義資『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』所収(1995年, 岩波書店)
- (2) 『日本国語大辞典 第二版』(1979年, 小学館)
- (3) 大塚光信解説『エヴォラ本 日葡辞書』(1998年, 清文堂出版)
- (4) 『天草版 伊曾保物語 (勉誠社文庫3)』(1976年, 勉誠社)
- (5) 白川静『字通』(1997年, 平凡社)
- (6) 吉田金彦解題『天理図書館善本叢書 類聚名義鈔』(1976年, 八木書店)
- (7) 『日本大百科全書+国語大辞典』(1999年, 小学館)
- (8) 佐藤進一・池内義資『中世法制史料集 第二巻 室町幕府法』所収(1957年, 岩波書店)
- (9) 石井進他『日本思想大系 中世政治社会思想 上』所収(1972年, 岩波書店)
- (10) 隈崎渡『戦国時代の武家法制』所収(1944年, 国民社)
- (11) 渡辺実『新日本古典文学大系25 枕草子』(1991年, 岩波書店)
- (12) 中田祝夫『改訂新版 文明本節用集 研究並びに索引』(1979年, 勉誠出版)
- (13) 中村幸彦他『角川 古語大辞典 第1巻』(1982年, 角川書店)
- (14) 『日本随筆大成 巻8 (新装版)』所収(1993年, 吉川弘文館)

Evolution of the Concept of “Abusive Language” and Its Contextual Shifts

MARUTA, Hiroshi

Abstract

When exploring the term “abusive language,” previous studies have mentioned that the Goseibai Shikimoku (Formulary of Adjudications) contained provisions prohibiting abusive language, and highlighted the challenge of understanding these provisions within the modern sense of “abusive language.” This paper looks at the historical evolution of the term “abusive language” from its initial appearance to the present day, shedding light on the dynamism of the concept of abusive language as it changes. It also examines the interference with other terms and the history of the rise and fall of related vocabulary.